

平成 29 年度 自衛消防業務再講習案内

《 福岡市消防局 》

【 受講対象者 】

最後に自衛消防業務に関する講習（新規講習，再講習又は追加講習）を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内の方で，消防法施行令第4条の2の4の規定に基づく防火対象物の消防計画において定める自衛消防組織の統括管理者及び班長として従事されている方が対象となります。

1 受講申込みについて

受講希望される方は，下記連絡先までお問い合わせ下さい。

福岡市消防局防災センター事業推進課 092-847-5990

2 講習日

	実施日	回	実施日
1	5月31日（水）	6	9月29日（金）
2	6月16日（金）	7	10月27日（金）
3	7月25日（火）	8	11月29日（水）
4	8月8日（火）	9	1月19日（金）
5	9月1日（金）	10	2月20日（火）

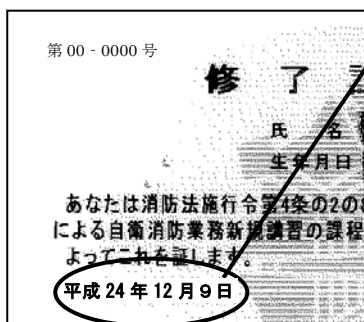
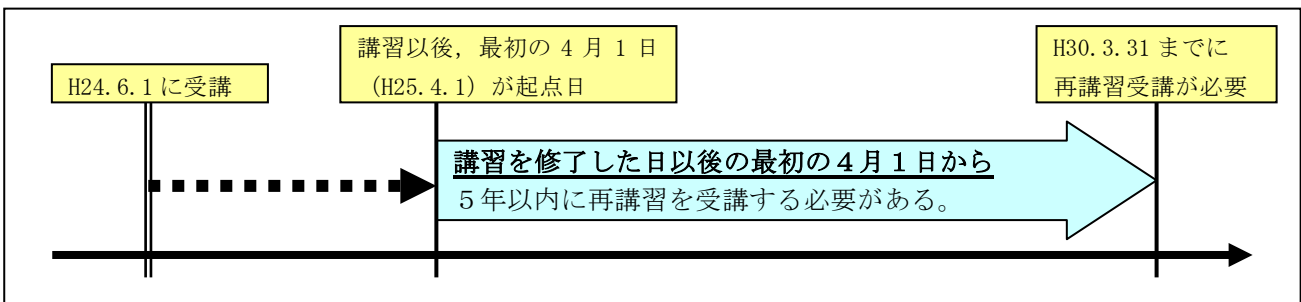
3 講習時間 : 9時30分～16時30分まで（受付時間：9時00分～9時25分）

4 講習会場 : [福岡市民防災センター](#)（福岡市早良区百道浜1丁目3番3号）

5 受講料 : 20,000円（非課税）

6 受講期限について

自衛消防業務再講習は，最後に受講（新規講習，再講習又は追加講習）した日以後の最初の4月1日から5年以内に受講する必要があります。（下図参照）



修了証交付日が，

H24. 4. 1～H25. 3. 31 の方は，H29. 4. 1～H30. 3. 31 の間に受講
H25. 4. 1～H26. 3. 31 の方は，H30. 4. 1～H31. 3. 31 の間に受講
H26. 4. 1～H27. 3. 31 の方は，H31. 4. 1～H32. 3. 31 の間に受講
H27. 4. 1～H28. 3. 31 の方は，H32. 4. 1～H33. 3. 31 の間に受講
H28. 4. 1～H29. 3. 31 の方は，H33. 4. 1～H34. 3. 31 の間に受講

※資格をお持ちでも「統括管理者」又は「班長」として従事されていない方は，「再講習」の受講義務はありません。